

10 労災保険

労災保険とは

労災保険とは、労働者が業務上または通勤途上で災害などにあつて負傷したり、病気にかかったり、最悪の場合死亡した場合に、労働者自身や遺族の生活を保護するために必要な給付を行う制度です。

〔適用事業所〕

原則として、労働者を雇用する事業所すべてに強制適用されます。

常用労働者、パート・アルバイトの区別はありません。

〔保険料〕

全額事業主負担です。

〔給付の対象〕

「業務災害」と「通勤災害」があります。

- 業務災害かどうかの判断基準は、「業務遂行性」と「業務起因性」の2つです。
- 通勤災害かどうかの判断基準は、労働者が合理的な方法と経路で通勤していたかどうかなど総合的に判断されます。

〔健康保険との違い〕

通勤途中や仕事中におけるケガには労災保険が適用されます。健康保険は使えませんが注意しましょう。



■ 労災保険に関するお問い合わせ・ご相談

P.52 MAP D-1	福岡労働局労働基準部労災補償課 博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4F	TEL 411-4799
P.52 MAP D-1	福岡労働局総務部労働保険徴収課（保険加入・保険料の納付など） 博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館5F	TEL 434-9831
P.54 MAP H-1	福岡中央労働基準監督署労災課 中央区長浜2-1-1	TEL 761-5604
P.51 MAP A-1	福岡東労働基準監督署労災課 東区香椎浜1-3-26	TEL 687-5346

11 雇用保険

雇用保険とは

労働者の生活および雇用の安定と就職の促進のために、失業した人や教育訓練を受ける人等に対して、失業等給付を支給する制度です。

〔適用事業所〕

労働者を1人でも雇用する事業は、その業種や事業規模のいかんを問わず、すべて適用事業となります。

ただし、農林水産の事業のうち一部の事業は、当分の間、任意適用事業（暫定任意適用事業）とされています。

〔雇用保険被保険者の要件〕

- 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 31日以上雇用見込があること

〔保険料〕

事業内容及び賃金に応じて定められた額を事業主と被保険者で負担します。

〔給付の種類〕

- 求職者給付
- 教育訓練給付
- 就職促進給付
- 雇用継続給付
- 育児休業給付

〔求職者給付の受給手続〕

事業主は、労働者が離職した後、雇用保険被保険者離職票を交付しなければなりません。その後、労働者は住所又は居所を管轄するハローワークで、雇用保険被保険者離職票等必要書類を持参し手続きします。

■ 雇用保険に関するお問い合わせ・ご相談

P.54 MAP H-2	福岡中央公共職業安定所（ハローワーク福岡中央） 中央区赤坂1-6-19	TEL 712-8609	管轄地域：博多区、中央区、南区（那の川1～2丁目）、城南区、早良区
P.51 MAP A-2	福岡東公共職業安定所（ハローワーク福岡東） 東区千早6-1-1	TEL 672-8609	管轄地域：東区
P.56 MAP M-1	福岡南公共職業安定所（ハローワーク福岡南） 春日市春日公園3-2	TEL 513-8609	管轄地域：南区（那の川1～2丁目を除く）
P.57 MAP Q-3	福岡西公共職業安定所（ハローワーク福岡西） 西区姪浜駅南3-8-10	TEL 881-8609	管轄地域：西区

職業相談など、雇用保険以外に関する相談は、管轄地域にかかわらず、どのハローワークでも受け付けています。